

Title	中世英国工業統制の一解説
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.7 (1926. 7) ,p.890(92)- 901(103)
JaLC DOI	10.14991/001.19260701-0092
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260701-0092">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260701-0092</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 中世英國工業統制の一解説

高木 壽一

中世英國經濟史に關する著書の最も傑れたるものは遠くは Ashley: An Introduction to English Economic History and Theory. 近くは Lipson: An Introduction to Economic History of England の二つである。其間二つをとり Salzman: English Industries of the Middle Ages は一の異色を備へた書物である。其書は十二章に亘つて、中世英國の農業牧羊業商業を除く殆ど總べての産業(礦山漁業建築業に至るまで)に就て各章別に説明がなされて居る。其最後の章は廣く各種の産業を概観してまゝして工業統制に關する主要原則を概説したものである。エリザベス時代前の英國工業生活の主要特徴の概略的説明を得んがために該章所説の概要を記して本文となしたのである。

概言すれば中世英國の工業統制は外部的統制即ち議會或は都市の立法による統制か、或はクラフト・ギルドによる内部的統制の孰れかであつた。此兩者は其目的が消費者、雇主或は職人の保護に在るかに從て更に之を細分することが出来る。吾人は又特別税 (Subsidies)、關稅、入市稅等の収入を目的としたる立法をも全然無視することは出来ない。

クラフト・ギルドを認可せる第十二世紀に勅許狀は、該職業に何等かの統制を行はんとするよりは、其組合より一定の年収入を得ることを其目的とせるものと見るのが寧ろ正しいであらう。第十三世紀に於ける織物公定價格令及麵麩麥酒公定價格令の發布は工業の國家的統制の起源を劃するものと考へられるが、孰れの場合にも新規則を課したるものと云ふよりは寧ろ既存の規定を正式に採用したものであつた。ヘンリー三世の治世に於ける都會の發達富裕なる商人階級の勃興は Parliament を生ぜしめ、自から幾多の商業法制を生ぜしめたれども商業に關しては茲に論じない。エドワード三世は英國織物工業の前途を悟り、頻に法令を出して織物工業獎勵に努力した。其治世の一三三九年に於ける黒死病は中世史上の一大事變にして工匠の數を減少せしめて、生存者の市場價值を高からしめたれば、之等の生存者は直ちに高き賃銀を要求して其目的を達した。議會は直ちに、工匠が黒死病發生前に受けたる賃銀よりも高き賃銀を受くること禁じたる勞働者法 (Statute of Labourers) を制定して之に應じた。此法は雇主の利益のための立法なれども、又受くる者と同じく過當の賃銀を與ふる者をも罰して小雇主が自己の職人を富裕なる競争者のために奪はるることを防がんともした。從て吾人の見る所を以てすれば、該法令は一部は資本家が勞働の源泉を支配せんことを恐れ、一には之等勞働が統制し得ざるに到らんことを恐れたるに因るものである。然るに該法令は其所期に反して賃銀は永く依然として高率を保ちたるも、之は決して該法適用の緩怠によるものではなかつた。容赦なく違反者を投獄するも勞働缺乏の實あるを如何ともなし難く、少額の罰金を課したりとて違反を阻止することは出来なかつたのである。

黒死病の後は工匠の地位向上せると同時に工匠組合一般の公的地位愈々重きを加へ、一三三〇年頃より後には産業の統制規律は Statute Roll 中に占むる所益々大となつた。其勢力増加と共に組合

の多くは保護を求めて、寛大に之を與へらるを常とした。保護政策の惡弊たる貨物の品質下落價格騰貴等は多く國家並に市政官廳による品質價格の統制によりて防遏せられたれども時に消費者の奮起を生せしめた。

多數の議會による法令の多くは生産者を保護したるも、消費者を保護する法令は更に一層多い。偏に過去を讚美する者は、中世の職人は仕事そのものを愛して立派なる製作をなし、決して粗漏の仕事をなさざりしものと想像することが多い。眞實を誤まること之より大なるはないのである。ロンドンのパン焼職人が顧客の目前にて捏粉の大部分を巧妙なる仕掛によりて盗み、或は又織物を能ふ限り伸張し、巧みに折疊みて瑕玼を隠し、良質の織物と劣等のものを接ぎ、顧主の買ひたる上等織物を全部安物と換へ、或は不正の度量衡を用ひて貨物を賣却する等其他決して少なくないのである。第十六世紀中葉以前においては、議會の注意は主として織物貿易に集中され、種々なる條例の前は當局者有力なる工業家は結局正直が最良の政策なることを認めたることを示し、クラフト・ギルドも亦英國産織物が海外に於て不評なるに鑑みて、其利害にとりて高度の技術を維持することの重要なを認め、其目的のために都市官憲と忠實に協力し、多くの大陸諸國に見たる所に比し殆ど軋なくして協力したのであつた。

クラフト・ギルドが存在するに到りし徑路は如何にもせよ、第十二世紀中葉以後其數と勢力とを増して來たのである。此間、資本金、富裕なる商人は「ギルド・マーチャント」によりて既に都市に對して寡頭政治の權力を掌握したればクラフト・ギルドをして從屬的地位に在らしめ、都市官憲はクラフトに對し諸々の規律を課しクラフトが自己の管理のために作成せる規約も市會(town council)によりて承認せられたる場合のみ適法のものとなつた。ギルドに對しては嚴重なる監督をなし、消費者の利益都市一般の利益擁護のためには種々なる手段を施したれども、都市官憲は其職業内部の事項の支配はギルドに委し、從て工匠は他の同業者に對する關係に於ては guild brother ながらも、同業者以外の者に對しては townsman であつた。

## 二

消費者の立場より見れば恐らく價格の取締は最も重要な問題であつた。原料品の價格は需要供給によりて定まり多くの制規取締を容るるに由なかつたが、例令一三五五年には議會は鐵の價格引下のため干渉し、其輸出を禁じ、労働者條例施行のために任命せられたる Justice of Labourers に命じて餘りに高價に賣る者を處罰せしめた。地方官憲(都市及びマナー)は食料材料穀物魚類肉類等の人為的價格騰貴を防止せんがために常に手段を講じて居た。買占人先買商人即ち貨物が市場に到着せざる前に買取りて價格を釣上げ私利を計る者は一般に悪人と目せられた。麴麥酒の如き製造食料品にありては其價格は自から原料の價格によりて定められ、又一般に製造品の價格は原料の費用によつて支配されて居た。工匠は合理的の利益を以て満足すべきものにして、其隣人の偶發的必要に乗じて私利を計るべからずと云ふ原則は常に各地方の取締規則に現はれて居た。例令、一三六二年ロンドンに於て大暴風のための被害の結果瓦の需要の甚しき時、瓦職は平時の價格を以て瓦の製造販賣をなすべきことを命せられた如きものである。

價格の問題と密接なる關係にあるは賃銀の問題である。中世の經濟學者は職業の特定部門に従事する總べての人は同類の賃銀を支拂はるべきものと云ふラスキン流の理論を認めて居たやうである。各職業には親方、職人、手傳等種々の階級あれども其階級内に於ては、少くとも或るギルド又は都市官憲の支配區域内にては、賃銀率は一定して居た。賃銀は常に個數拂及び時間拂の二方法によつて支拂はれ、労働時間は職業、所、時代の相異により異なるも、概して長かつた。例令、第十五世紀に Beverley の建築業の作業は夏季(復活祭より八月十五日まで)には午前四時に始まり午後七時に及んだ。午前六時に十五分の休憩、八時に朝食のため三十分、十一時に食事午睡のため一時間半、午後三時に更に三十分の休憩があつた。冬季には拂曉より薄暮まで作業し午前九時に三十分の朝食時間、正午に一時間、午後三時に十五分の休憩が與へられた。第十四世紀末のロンドンの鍛冶職は拂曉より午後九時まで働き、唯十一、十二、一月のみは午前六時より午後八時までを労働時間とした。

労働時間の長きことに對して比較的休日の多かつたことを擧げなければならない。日曜日、總べての大祭日、又教會の献堂紀念日の如き様々の其場所の祭典の日には作業を行はず、土曜日及び祭典の前日には通常作業は四時又は其前に終つた。

夜業禁止の規則は絶えず總べての種類に存在した。其理由としては、何人も夜間には到底晝間と同様に巧妙なる作業をなし得ず、且つ多くの職業に於ては夜業は隣人に迷惑を及ぼし、其上燈火の下に於ては完全なる作業を困難となすのみならず、不正の作業をも容易ならしむるが故であつた。

中世の検査監督制度は理論上に於ても實際上に於ても極めて徹底的のものであつたと思はれる。度量衡、食料品、織物、鞣皮等の検査は通常、市長或は之に相當する都市有司の權に屬し地方農村に於てはマナー領主に屬した。而も、通常他の工業者については、又多く織物並に皮革の業の如きに於ては、市長は検査監督の任務をクラフト・ギルドの組合員にして其目的のために選任宣誓せる者に委託した。製品が數個の職に關係ある場合には其各職の代表者等に對して合同検査權を與ふる慣はしであつた。検査人は其仕事場に於て、或は店頭に出したる時に其の商品を検査して不正の製品を押収することが出來た。没収品は焼却するか貧民に施され、違反の工匠には科料に處し、或は架刑を課し、若し常習犯罪者なる時には其都會より追放した。不正仕事の責任の出處を明にするに便するがため、各種の工匠は自己の商品に各自の商標を附することを命せられた。中世の都會に於ては行商人等以外の各職業につき其場所をそれぞれ分離限定せしむる習慣廣く行はれたるため検査方法は著しく簡捷となり得た。各職業の位置の分離割當は市場に於ては一層嚴重に行はれた。

職業が各々其一定地域のみに限らるると同じく、工匠も自己の專業のみに限られて居た。一三六四年發布の法律によつて職人は一の職 (mystery or craft) のみに従事すべきものと命せられ、唯酒造、麴麩焼、梳毛紡績或は羊毛ソネル絹の職人として働く、婦人に對してのみ例外を設けた。一般的傾向は諸職業殊に類似の職業を分離せしむるにあり、同盟獨占の發生し、貨物の供給を左右して價格の維持を計る等のことを避けんがためであつた。而も此一般的原则は小工匠組合の場合に其實



行不可能なることがあつた。第十五世紀に於ては小組合は其親組合(master-crafts)に併呑さるる明な傾向があつた。當時生活程度は急激に向上しつゝ、あり之等の小組合は微力にして貧しきため到底其獨立を維持するがための費用増加に堪えなかつた。同時に、資本家の勢力は益々大となり、大クラフト・ギルドは益々寡頭政治的性質を發揮し、又益々強大となつて來たのであつた。

工匠即ち生産者の利害は大體に於て消費者の利害とは反對であつた。工匠が地方官憲と協力して技術熟練の標準の維持に努めたることは眞實なるも、競争の制限生産高の制限によつて價格を維持することは明に彼等の利益とした所であつた。彼等が競争の制限についての成功は職業、場所の相異により著しく異つて居る。例令 Lincoln に於ては瓦職たる者は瓦職組合に加入せずして該都市内に來つて其職を營むことが出來ないに反して Worcester に於ては瓦職は全く組合を作ることすらも許されなかつた。

外部の者に對する場合には、ギルドは都市民の後援を得た。當時愛市中心(Civic Patriotism)の觀念發達し、工匠は其都會内になすべき仕事なき場合の外は、都會外の者のために働くべからず、又雇主は同市内に住む者を先づ庇護すべく都會外に仕事を出すべからずと考へられて居た。

市民以外の者が其都市内に定住するを獎勵するに關しては所によりて其感情を異にしたるも、Bristol に於ける如く、何人も市民となり又ギルド員となるに非ざれば織布を行ひ得ずとなしたるが如きが一般的感情の模範的の例であつた。在住工業者が外來者に對して有する一の利益としては其商品が關稅或は入市税を支拂ふ不利の負擔なくして其地方の市場に入ると云ふことである。又外

國輸入商人については、保護關稅の如きものなく或貨物の輸入は全然禁止さるるか無制限なりしにも係らず、外國商人は總べての貨物について遙かに高き且つ二重の輸入税さへも拂はねばならなかつたことになつた。此外國人の差別待遇の政策は不幸なる外國商人に對する間斷なき攻撃と共に常に彼等をして歸化認可を求めしめ、其記録は第十五世紀に於て此種の外國人が如何に數多く普及し居たるかを示してゐる。大部分はフランダース及びニーデルランドより渡來した者でロンドン其他の大都會のみならず、全國を通じて小市場地、村落に住み金匠、織物匠其他種々なる職業を營むだ。殊にロンドンに於ては早くより外國系の者極めて多く、又エドワード三世による外國織物織人招請、國內織匠組合の支配免除の結果として特に外國人織匠の組合の發生を見た。此組合はフランダース人とブラバント人の内紛によりて分裂し又英國人の織匠とも融和しなかつた。職業上の競争と内國人組合が國王に拂ふべき貢納金を負擔しなかつたためである。一般にロンドンに於ては外國人に強き反感あり、時にクラフト・ギルドの煽動を受けて熱して暴動となり、外國人の殺害其店舗の掠奪をさへ惹起せしめた。

## 三

ギルドは絶えず外部の利害と衝突したると同時に、内部に於ても親方(master)職人(journeyman)徒弟(apprentice)の間に利害の衝突があつた。第十四世紀中葉以前に於てさへも雇主と被傭者との間に時に軋轢の存したれども、資本家の發達、之に伴ひて獨立の小親方工匠が職人の地位への下落が此兩階級の間に不和の關係を生せしめたるは第十五、十六世紀に於てであつた。それより以前は大部

分の職業に於ては如何なる工匠も獨立の親方として營業することの出来る充分の見込があつた。然るに時代の経過と共に獨立するの困難は愈々増して來た。農業生活に比して都會及び工匠の生活に誘引せらるる者多。工匠の階級は著しく増加したるに、ギルドの管理は親方工匠の手に存したるため組合入會金を増額し殊に *Excess* 即ち親方として營業する場合に工匠の納付すべき賦課金を増額することによつて競争を制限せんと努めた。此競争制限の最も古き實例はロンドン織匠組合に關し、一三二一年に記さるるに最近三十年間に於ける織機の數を三百八十より八十に減少せしめたと一三二一年に記されて居る。此場合には其目的とする所は一般に公衆を犠牲にして該組合員全部の利益を計らんとするにあつて、組合内部の他の競争者に對して現在の親方を保護せんとすることに存せず、從て其方法も組合入會金の増額であつた。

又嚴に限定されたる數以上に徒弟及び職人を雇傭するを禁ずる規定の根底には如何なる程度まで生産制限の意圖ありや又資本家による勞働力獨占の危懼に出づるかを斷言するは困難ではあるが、極めて數多き此種の規定を生せしめたる主要原因は恐らくは資本家に對する危懼の念であらう。同じく雇主間に公正なる競争を行はしめんがためには、他人の雇人を奪ひ或は前雇主との契約を完了せざる職人を雇傭したる時は嚴罰を加ふることを命じ、又一定の最高賃銀額よりも多くを支拂ふことを嚴重に禁止せしむるに到つた。

徒弟制度は極めて古くより親方となる主要徑路であり、結局は唯一の徑路ともなつた。徒弟の修業をなしたることを證するため作品を提出せしむることあるも、概して徒弟期間を満了すれば資格充分とせられた。其期間は極めて異なる所あるも、ロンドンに行はれたる習慣は最も多くの都會に行はれたるもので徒弟期間を最低七年間と定むるに到つた。徒弟の契約書中には通常技術の訓練以外に一定の程度の教育を與ふることが必要條項として記載されて居た。都市法律の遵奉を宣誓したことは、徒弟はギルド正員に非ざるも或程度まで都市官憲の監督の下にあつたことを示す。徒弟の契約書は通常、都市の役員によつて登録され、ロンドンに於ては徒弟を一人の雇主が他の者に譲ることは市廳主事 *city chamberlain* の認可なければ適法と認められなかつた。契約書を登録しクラフト・ギルドに一定の料金を支拂ふの外に、徒弟或は多くは其近親の者は彼の素行正しさを誓はねばならぬ。親方は充分の理由あらば答にて自己の徒弟を懲しめる權利を有し、都市官憲も不良の徒弟には毫も容赦をしなかつた。同時に徒弟の權利は其組合の長老役に訴へる權利あるによつて擁護された。親方は徒弟に對して有する權利を他の親方に譲渡し得ると同様に、徒弟は自己の修業期間の一部分を終へたる時に殘存期間を金で買ふことが出來た。しかし、其場合も徒弟期間の年限が満了するまではギルドに親方として認めらるることは出來なかつた。又他の職人を雇傭することも得ず、概して其未了期間は職人として過ぎしたのである。

職人(*Journeyman*)は自宅或は雇主の家にて、日傭にて働く者にして、其或者は徒弟修業の全期間を修了したれども獨立の營業をなす資金か企業心なき者、又他には簡單なる徒弟修業のみをなしたる者か又は他の方法により其職の事を知得したる者より成り、中世工業組織の要素中流動的性質を有したものである。職人は自己の欲する如何なる雇主のためにも働き得る多少の自由を有すれども、

實際總べてのギルドの規定には前に契約を破り或は正當の理由なくして前雇主を去りたる職人を雇  
傭することを禁ずる嚴重なる規則があつた。職人が自宅にての仕事については規則は種々様々で一  
様な所がなかつた。

職人はクラフト・ギルドに發言權を有せざりしため、"Yeoman gilds" 又は "bacheleries" 其他  
の名稱の組合を組織し、通常、親方のギルドは之が抑遏に努力した。しかし此種の組合の弱點は其組  
合員中最も有能なる者はやがて自ら親方の地位に登ると云ふ事に存した。しかし、ロンドンの馬具  
職人が賃銀増額に成功したる事は此種の組合の勢力を増さしめ、第十四世紀に於てストライキの行  
はれたるは衆知の事に屬し、或親方が職人の要求に同意せざる時は其職業の他の職人が之に應援し  
て其爭議の解決まで仕事を中止した。此事は勿論禁止せられたるも果して如何なる成功を得たるや  
は疑問である。又それと同時に親方工匠の側も其親方との紛争が解決せざる職人の雇傭を禁ずるこ  
とには略々同意してゐた。當然支拂ふべき賃銀を留置したるの罪に關しては、ギルドの規則の中に  
屢々其罰則が規定してあつたが、其他の爭議に就いては組合の評議會又は裁判廷に於て決定された。  
クラフト・ギルドの存する場合には實際其組合各員間又は工匠と顧客との爭議も裁かるべき裁判所  
が必ず存在した。組合の裁判所は當初は直接都市官憲の支配下にあり、一三〇〇年ロンドンに於ては  
織匠組合の週裁判廷は市長又は其代理が裁判長となつた。其裁判所は比較的多くの自由を有したる  
も通常都市裁判所への控訴權が認められて居つた。恐らく之を避けんがためか、Coventryの親方工  
匠の或者は他の工匠をギルドの規約を違奉せずして其宣誓を破りたるの故を以て宗教裁判所に訴へ  
たことがあつた。

しかし、ギルドは本來相互扶助のための友愛的團體たるを以て、其紛争の方面を誇大視すべきも  
のではない。例令、ロンドン鞞皮仕上職組合の規約の一には若し其組合員が一人にて到底なし能は  
ざる程の仕事を行ふの已むなく、且つ仕事を失ふ危険ある時は他の組合員は其者を援助すべしと云  
ふ規定があつた。又ハル(Hall)の織匠組合に、何人も自己の徒弟を他人ために働かしむるべから  
ずとの規約あるは、相互扶助の原則を侵害するものにあらずして、何人も二人より多くの徒弟を有  
すべきにあらずとの規則を回避するを防ぐを目的とした。又徒弟が十三日より多く他人のために  
働きたる場合にのみ罰金を課せられたる事は實際一時的援助の許されたる習慣の轉移し來れるもの  
である。其他幾多の例の存する如く、工匠が充分働かずある場合にも援助が與へらるるのみなら  
ず、更に一層ギルドの本質的特徴たるは自己に何等の過失なくして貧に陥り病に冒されたる組合員  
には扶助を與へたことである。其善行仁慈は貧者の生前に止まらず死後に及び寡婦に手當を施し、  
或は死者の供養のため追善法會を執行した。ギルドの組織に於て宗教的要素は極めて強きものなれ  
ども、其産業的方面を考察する場合には多くを云ふの必要はない。唯間接の結果として次の事は舉  
げなければならぬ。總べてのギルド、その他の團體が一定の記念日には旗章を掲げて其都會の主  
なる教會に參拜すると云ふ習慣は第十五世紀の間に次第に發達して遂に各ギルドが競争者と其美を  
競ふこととなり、演戲催物の費用は小組合を殆ど破滅せしめ、其結果は第十五世紀の後半に小組合  
の多くのものの合同が策された一原因となつたのを見るのである。